

銃砲、刀剣類発見又は拾得届に対する取扱いについて (通達)

昭和51年7月27日

熊保第1076号

〔沿革〕 平成3年8月熊警甲第1921号、7年2月第306号、16年8月熊警第1094号改正

【概要】

本通達は、銃砲、刀剣類の発見又は拾得届などの取扱いについて定めたものである。

その内容は、

けん銃の発見又は拾得届を受けた場合の措置

銃砲（猟銃、空気銃等）の発見又は拾得届を受けた場合の措置

刀剣類の発見又は拾得届を受けた場合の措置

火なわ式銃砲等の発見又は拾得届を受けた場合の措置

等に関するものである。